

移管対象保育所における保護者説明会の概要

聚楽保育所

- 1 日 時 平成28年6月3日（金）午後7時から午後9時30分頃まで
平成28年6月9日（木）午後7時から午後9時45分頃まで
- 2 場 所 聚楽保育所 ホール
- 3 出席者 保育課 公営保育所担当課長，保育担当課長，担当係長，係員
保育所 所長，他職員数名
保護者 6月3日（金）15世帯 16名
6月9日（木）10世帯 11名
- 4 配付資料 今年度の審議スケジュール等について
平成28年度京都市営保育所移管先法人等募集要項（案）

5 説明会の概要

(1) 京都市の説明

今年度の審議スケジュール及び募集要項案の内容について説明を行った。

(2) 質疑応答の概要

<説明会について>

保護者	市
募集要項（案）は膨大な量であり，説明会の場で配布され，質問するのは難しい。事前に資料を配布しておくべきだ。	事前に資料を配布したうえで，再度説明会を開催させていただきたい。 （6月3日の説明会后，6月6日に全保護者に資料を配布）
第1回市営保育所移管先選定部会の資料及び摘録を保護者に配付してほしい。	
今回の説明会の意見は，第2回選定部会で提示する募集要項（案）に反映されるのか。 保護者意見を反映させた募集要項（案）を事務局から提案してもらえないか。	説明会で出た意見については，選定部会の資料として提示する。 募集要項（案）への意見については，選定部会で審議いただけるよう検討する。

<今後のスケジュールについて>

保護者	市
募集開始は7月からの予定となっているが，保護者の同意が得られなくても，このスケジュールで進めるのか。	現行のスケジュールで進めたいと考えている。

<募集要項（案）全体について>

保護者	市
<p>これまでの移管における課題が、どのように募集要項案にいかされているのか。</p>	<p>募集要項（案）は過去の経過を踏まえ修正を重ねている。保護者の意見を伝えるため、昨年度から「保護者のページ」を参考資料として追加したほか、市営保育所の保育内容を把握できるよう「市営保育所 保育のガイドライン」を添付資料として追加するなどしている。</p>
<p>引継ぎ・共同保育の課題について、今回の募集要項（案）にどのように反映されているのか。</p>	<p>募集要項（案）に記載するものではないが、引継ぎ・共同保育については、当初は手探りの部分が多かったが、内容や改善点を記録し、次回に活用している。</p>
<p>募集要項（案）の中で、選定部会の位置付けが示されていない。審査の主体が記載されていない。全体として、京都市や選定部会の役割、責任が不明確である。</p>	<p>京都市と選定部会の役割が分かるよう記載する。</p>

<審査及び配点について>

保護者	市
<p>実地審査項目が公開されていると、審査の日だけ取り繕うことができるのではないかと。第三者評価ではどうなっているのか。</p>	<p>第三者評価については、評価項目について予め自己評価を実施し、訪問調査で評価者が確認する。 実地審査も同様に行う。</p>
<p>書面審査の運営実績、事業計画、実地審査の点数はそれぞれ25点、75点、50点に換算することとなっている。子どもへの配慮など項目を増やしているが、換算するとどの部分でどのような評価がされているか分かりづらい。審査項目を増やした分、満点の点数も増やせばよいのではないかと。</p>	<p>これまでから、運営実績と事業計画の配点が1対1になるよう換算することとしている。 満点をどうするのかは検討したい。</p>
<p>今の換算前の点数配分では、事業計画の点数が低いと、事業計画も高く評価してもらいたい。係数を変えるなどできないかと。</p>	<p>係数については、選定部会の中で審議していただく。</p>
<p>申請団体が現に運営する施設において、どれほど保護者意見を聴いたり、関係性を築けているかを確認してもらいたい。当該施設の保護者から直接聞いたりアンケートをしてはどうか。</p>	<p>実地審査の中で、保護者や保護者会との関係について確認している。</p>

<最低合格ライン等について>

保護者	市
最低点や保育内容を重視した審査方法を検討してもらいたい。最低点がなければ、低い点数でも候補者として選定される可能性がある。保育の質を維持するために最低点は必要だ。	選定部会において審議していただく。
重要な項目が0点でも他の項目で得点が高ければ選定されるのか。重要な項目で得点が低い場合に足切りをすることはできないのか。	
審査項目の内容はできていて当然と思われる内容であり、大幅に低い点数にもかかわらず、現に保育園を運営しているので大丈夫だと言われても安心できない。評価が低かった場合の改善方法を説明してもらいたい。	

<引継ぎ・共同保育について>

保護者	市
学校法人の場合、引継ぎ期間を前倒しすることを条件とすることはできないのか。また、重度障害の子どもの引継ぎのための引継ぎ職員の配置を求めることはできないのか。	選定部会において審議していただく。
移管後、市営保育所の保育が十分に引き継いでいるかの確認方法は第三者評価しかない。 引継方法や引き継いだ保育の実施状況の評価方法について検討し、募集要項に記載してほしい。	移管後の保育の実施状況については、第三者評価のほか、保育課の保育士資格を持つ担当課長が定期的に確認し、三者協議会で結果を報告している。

<移管後の運営に係る基本事項について>

保護者	市
「移管後の運営に係る基本事項」の「当分の間」の定義について、「移管日の前日まで在園していた児童が卒園するまでの期間」となっているが、おかしいのではないか。	表現方法を見直す。
保育士としての経験が10年以上の保育士が2人という基準は低いのではないか。各クラス1人以上は10年以上の保育士にいてもらいたい。 施設長の経験年数についても、基準を高くしてもらいたい。	選定部会において審議していただく。

山ノ本保育所

- 1 日 時 平成28年5月19日（木）午後5時から午後5時30分頃まで
- 2 場 所 山ノ本保育所 ホール
- 3 出席者 保育課 公営保育所担当課長，地域子育て支援担当課長，担当係長，係員
保育所 所長，副所長，他職員数名
保護者 22名
- 4 配付資料 今年度の審議スケジュール等について
平成28年度京都市営保育所移管先法人等募集要項（案）
【参考資料】平成27年度京都市営保育所移管先法人等募集要項における
砂川保護者のページ
- 5 説明会の概要
- (1) 京都市の説明
今年度の審議スケジュール及び募集要項案の内容について説明を行った。
- (2) 質疑応答の概要
質疑なし。